

社会福祉法人みつは会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みつは会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(常勤役員等の報酬)

第3条 理事長及び業務執行理事以外の役員等については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 理事長及び業務執行理事については、業務に応じた役員報酬を支給できることとし、その報酬については、別表1に定める額とする。
- 3 支給日が日曜日、休日又は、取引金融機関が休みの場合は、その前日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の支給については、毎月21日とする。但し、当日が日曜休日に当たるときは、その日前で最も近い日曜休日でない日に支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、別表第2に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 3 旅費は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は平成29年7月1日より適用する。

別表第1（理事長及び業務執行理事の報酬）

理事長及び業務執行理事は職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役 職	役員報酬額
理事長	月 額 70,000円
業務執行理事	月 額 50,000円

別表第2（出張旅費）

1. 職務のため出張を命ぜられたときは、旅費を支給する。
2. 旅費は次の区分により支給する。
 - (1) 運賃（鉄道賃、航空賃、諸車賃）
 - (2) 宿泊費
3. 旅費の種類は、運賃・宿泊費とし、その額は次のとおりとする。
 - (1) 運賃は、鉄道賃・航空賃・諸車賃と区別し、その利用に応じて、国内・国外とも実費精算とする。
 - (2) 宿泊費は、出張中、旅館その他宿泊事業所に宿泊した場合、その実費を精算する。